

[事案 2023-325] 新契約無効請求

・令和7年1月31日 和解成立

<事案の概要>

契約内容を誤信していたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年10月に契約し、令和4年4月に解約した米ドル建終身保険（契約①）と米ドル建特定疾病保障終身保険（契約②）について、以下等の理由により、契約を無効として、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 高校の後輩であった募集人 A から勧誘を受けたが、その後の面談に募集人 A の母親である募集人 B が同席することを事前に知らされていなかった。募集人 B は年長者であり加入の勧めに抗うことができなかった。
- (2) 募集時に募集人から、契約プランの変更はいつでも自由にできる、払い込んだ保険料の9割までは引き出せると聞いていたが、実際には、契約後にプランを変更することはできず、既払込保険料を引き出すというのは利息のある貸付であることがわかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人 A は、令和2年8月の面談の際に、申立人に対して、次回面談時には募集人 B を連れてきますと口頭で伝え承いただいた。そして、同年10月に契約①②について説明をし、それを踏まえて申立人は契約申込を行っているの、申立人が加入の勧めに抗うことができない状態にあったという事実はない。
- (2) 募集人は、募集に際して、設計書や重要事項説明書等を用いて、契約内容を正しく説明している。
- (3) 募集人は、保険料払込が困難となった場合、減額や払済保険にすることが可能であることは説明したが、自由にプランを変えられる等と説明した事実はない。支払保険料の9割まで引き出すことができるという説明をした事実もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を確認するため、申立人、募集人 AB に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約①②の合計保険料は、契約当時25歳の申立人にはやや高額な保険料であると考えられる。今後申立人の生活環境、収入・支出が変化する可能性も相当程度あること、申立人が契約当時生命保険に関する知識も乏しいこと等も踏まえると、契約①②が申立人にとって適合性を有していたかという点については若干疑問が残る。
- (2) 募集人の説明が不適切であったとは解されないが、申立人の生命保険に関する知識が乏しいこと等を踏まえると、募集人は、保険料の支払いが難しくなった場合の対応として、払

済保険への変更や契約者貸付等の説明をするのであれば、払済保険にできる条件やデメリット、契約者貸付には利息が付くこと等も、通常よりも丁寧に説明した方が望ましかった。